

事務連絡
令和3年3月26日

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

令和2年度 社会福祉施設への退院受入支援事業に係る交付申請書等提出依頼について

平素は、高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、標記事業については、「社会福祉施設への退院受入支援事業について」（令和3年2月16日付け、令和3年3月1日付け、令和3年3月22日付け事務連絡）により実施予定の連絡をしているところですが、申請手続きを開始しますので、下記により交付申請書等の提出をお願いします。

記

1 提出資料

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) （別記）収支予算書
- (3) 社会福祉施設への退院受入支援事業 事業計画書（別紙1）
- (4) 誓約書
- (5) 債権者登録書
- (6) 入院医療機関から新型コロナウイルス感染症からの回復者を受入れたことが証明できる書類（退院基準満了証明書等）

2 提出期限

令和3年4月7日（水）必着

3 提出先

〒650-8567 兵庫県健康福祉部 高齢政策課 介護基盤整備班 高年施設担当

4 留意事項

別紙をご参照ください。

5 その他

- (1) 不明な点などがあれば下記担当者に連絡して下さい。
- (2) 補助金は口座への振込みになります。兵庫県に既に債権者登録を行っている場合についても口座確認のため債権者登録書をご提出下さい。また、登録内容を変更される場合や、新規登録を行う場合についてもご提出下さい。
- (3) 補助金の支払いは、提出いただく交付申請書の内容審査を行った後交付決定書をお送りしますので、請求書を送っていただき、5月下旬に支払いの予定です。
- (4) 提出いただいた事業計画から受入れ人数が変更となる場合は、至急担当までご連絡ください。
- (5) 交付事務手続きに影響のないよう、必ず期限までにご提出下さい。

6 事業の概要

(1) 目的

新型コロナウイルスの感染患者の急増により入院病床の運用が厳しい状況にあることから、当該疾患より回復した者のうち、退院基準を満たした患者の社会福祉施設への受入れを円滑にするため、緊急事態措置期間中に退院者を受入れた施設に対し、協力金を支給する。

(2) 支給対象者（高齢者施設関係）

以下の要件のどちらも満たす入所施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所）

①県の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保した医療機関から新型コロナウイルス感染症からの回復者の受入れを行うこと。

②原則、10日間の入所（健康管理）を行うこと。ただし、10日を経ずに身体状態等が回復し、本人合意のもと早期に退所した場合はこの限りではないこと。

(3) 支給額

退院受入1人あたり10万円とする。ただし、支給額は予算の範囲内とする。

【問合せ先】

兵庫県健康福祉部少子高齢局

高齢政策課 介護基盤整備班 高年施設担当

TEL 078-341-7711(内線2974)

FAX 078-362-9470

メール korei sei saku@pref.hyogo.lg.jp